別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（定義）

第２条　この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報であって、業務に関して知り得たものをいう。

(2) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第９項に規定する特定個人情報であって、業務に関して知り得たものをいう。

（適正な管理）

第３条　受注者は、個人情報の漏えい、毀損、紛失及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第４条　受注者は、業務に関して個人に関する情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（秘密保持義務）

第５条　受注者は、多賀城市（以下「発注者」という。）の指示又は書面による承諾がある場合を除き、個人情報を第三者に知らせ、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（持ち出しの禁止）

第６条　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報を契約に定める業務の遂行場所から持ち出してはならない。

（目的外利用の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報を契約の目的以外のために利用してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は書面による承諾がある場合を除き、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報等の運搬）

第９条　受注者は、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、毀損、紛失、滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（再委託における条件）

第１０条　受注者は、発注者の書面による承諾がある場合を除き、個人情報を取り扱う事務を再委託してはならない。

２　受注者は、個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により受注者が負う義務（この条及び第１７条の規定によるものを除く。）を再委託先に対しても遵守させなければならない。また、この場合において、受注者は、当該再委託に係る契約書にその旨を明記しなければならない。

３　前項の場合において、受注者は、個人情報を取り扱う事務を再々委託させてはならない。

４　受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

（事故等が発生した場合の対応）

第１１条　受注者は、個人情報の漏えい、毀損、紛失若しくは滅失又はこの特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者は、個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、更なる漏えい等が発生しないよう迅速かつ適切に対応しなければならない。

（資料等の返却又は廃棄）

第１２条　受注者は、発注者から貸与され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務が完了した場合又は当該資料等を使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却し、又は廃棄するとともに、別紙「個人情報返却・廃棄届出書」を提出しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（特定個人情報を取り扱う従業者の明確化）

第１３条　受注者は、特定個人情報を取り扱うときは、当該特定個人情報を取り扱う従業者を定めなければならない。この場合において、受注者は、当該従業者の部署名、事務名等を書面等により発注者に提出するものとする。

（従業者に対する監督・教育）

第１４条　受注者は、個人情報の適切な管理が図られるよう、業務に係る従業者に対し必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（指示及び報告）

第１５条　発注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対し個人情報に関し必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

２　受注者は、特定個人情報を取り扱うときは、発注者の求めに応じ、この特記事項の遵守状況について報告をしなければならない。

（実地調査）

第１６条　発注者は、受注者に対し個人情報の利用、管理状況等について、随時、実地に調査することができる。

（損害賠償）

第１７条　受注者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

個人情報返却・廃棄届出書

年　　月　　日

多賀城市長　殿

住　　所
名　　称
代表者名

返　却
下記の契約に係る個人情報を　　しましたので届出します。
廃　棄

記

件　　名	
契約締結年月日	年　　月　　日
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
個人情報の名称等	
個人情報の種類	
従事者の部署名や事務名等 （特定個人情報のみ）	
返却・廃棄年月日	年　　月　　日
備　　考	

（参考様式１）

個人情報取扱に係る指示書

令和　　年　　月　　日

受注者名

多賀城市長

下記について　指示します。

報告を求めます。

記

件　　名	
契約締結年月日	年　　月　　日
期　　間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日

指示内容等（該当する箇所に○印を記入、５については指示内容等を記載）	
	１．個人情報管理責任者及び受託業務従事者の指定及びその報告
	２．受託先内での個人情報の教育研修の実施状況の報告
	３．保管方法・場所、作業場所等の管理体制の状況の報告
	４．個人情報が記録された資料等の運搬が伴う場合の運搬状況の記録及び記録の保管方法
	５．その他

（参考様式２）

個人情報取扱に係る報告書

令和　　年　　月　　日

多賀城市長　殿

住　　所
名　　称
代表者名　　印

下記について報告します。

記

件　　名	
契約締結年月日	年　　月　　日
期　　間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日
報告内容等	